

招集期日 平成20年12月5日（金曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第3委員会室

開 会 12月5日（金曜日）午前 9時30分

閉 会 12月5日（金曜日）午前11時54分

出席委員 委員長 宮岡幸江 副委員長 忽滑谷陽子
委員 安道佳子 委員 吉澤かつら
委員 永澤美恵子 委員 鹿倉貞二
委員 上原正明

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 市民部長 健康福祉センター所長
教育総務部長 生涯学習部長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 沼井俊明

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、一般議案5件、補正予算3件の計9件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第107号の審査を行い、次に議案第113号から第117号の一般議案、続いて議案第118号、議案第119号、議案第120号の各補正予算の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

午前 9時33分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第107号 入間市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

委員長 まず、議案第107号 入間市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部に説明を求めます。

提案理由の説明

生涯学習部長 それでは、議案第107号 入間市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を申し上げます。

今回の条例は、改正が必要となる3条例を一括して改正するものであります。主な改正内容は、第1点目が各公民館に設置しております公民館運営審議会を統合し、定数を15人以内に改正するものであります。

2点目が社会教育法、博物館法、図書館法の一部改正に伴い、

入間市公民館運営審議会、入間市博物館協議会、入間市立図書館協議会の委員に委嘱できる者について、家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えるものであります。

また、本条例は公布の日から施行したいものでありますが、第1条中、入間市公民館運営審議会を置くこと及び委員の定数は、現在の公民館運営審議会委員の任期が平成21年4月30日までとなっておりますので、平成21年5月1日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

鹿倉委員 議案第107号、公民館運営審議会の委員さんの統合ということで、総括質疑の中で運営委員会の設置ということが部長の答弁であったと思うのですが、わかる範囲で具体的にこの運営委員会どういうふうなものになるのかをまずお聞かせいただきたいと思えます。

中央公民館長 現在公民館の職員の中で設置要綱の協議をしておりまして、現在その内容からいいますと、各公民館に10名程度の公民館で活動する団体の方等から公民館長が委嘱させていただきまして……

〔(依頼……) と言う人あり〕

中央公民館長 失礼いたしました。依頼をさせていただきまして、公民館

の事業に提案をいただいたり、あるいは参画をいただくというようなことをお願いするというような内容で要綱を設置しようとしております。

以上です。

鹿倉委員 この運営委員会の設置というのは、今回この条例を出すと同時にこの設置が決まったものなののでしょうか。

中央公民館長 この条例案を改正するに当たりまして、先ほど申し上げましたように、公民館の中に新しいそれにかわる組織を置くことを検討してまいりました。

鹿倉委員 わかりました。

あと、これは行財政改革の趣旨にも沿うということですが、その効果はどういうふうに見えていますでしょうか。

中央公民館長 現在運営審議会の委員の方には報酬と費用弁償をお支払いしております、その合計金額が203万7,000円の予算でございます。改正後は、人数が14名に減りますので、33万7,500円という形になりますので、その差額が169万9,500円という形になります。

なお、14名というのは学校教育関係者が1名おりますので、報酬、費用弁償を支払いませんので、14名ということでございます。

上原委員 議案第107号については、総括でいろいろと細かくお伺いしているのですが、今の鹿倉委員さんのお話にもありましたように、今回の条例改正に合わせて各公民館に運営委員会を置くということのを要綱で決めていきたいという、作成中というようにお話がありました。また、この人数については10名ぐらいということで実

施していくということのようですけれども、この運営委員会の設置にかかわる何らかのその各公民館に対する運営費の中の予算措置的なものを考えているのかどうか、それをちょっと1点まずお聞かせいただきたいと思います。

中央公民館長 運営そのものには、会議が中心になるかなというふうに思いますので、それほど予算がかからないのかなというふうに考えておりますが、そういった委員さんはそれぞれの事業にもかかわってくださるという形になりますが、そちらは事業費で対応していこうかなというふうに考えております。

上原委員 今事業費で対応していくということのようですが、これを含めてなのですが、例えば今の事業費、各公民館に配分されている事業費というのは今おおむねどのくらいなのか。

中央公民館長 事業そのものに係る費用というのは、平均で60万円から70万円ぐらいかなというふうに考えております。

上原委員 この事業費というのは公民館の運営費ではなくて、要するにいろんな館の固定費的な、例えば消耗品的なものは全く含んでいないという理解でいいですか。

中央公民館長 事業に伴う消耗品と、それから運営の消耗品と分けております。

上原委員 では、総体で、今例えば各地区館均一なのか、あるいは多少差があるのかわかりませんが、大体1館でどのくらいの、館がある程度予算管理できる予算というのはどの程度ありますか。

中央公民館長 事業運営費、トータルで1,000万円ございまして、1,007万

3,000円でございますが、中央公民館にそのうち316万5,000円でございます。残りが地区公民館ということでございます。

上原委員 そうしますと、今の六、七十万円というのは、そういうものをすべて含めて六、七十万円、今の計算でいくと約700万円ぐらいしか残らないようだから、それを13館で割ると、そういうことですよね、実際は。あれだけの館を1年間運営するのに今六、七十万円運営しているという理解でよろしいのですか。

中央公民館長 今申し上げましたのは、直接事業を運営するための費用でございます、例えば講師の謝礼でありますとか、それから事業に伴う消耗品とかというようなものでございます。そのほかに公民館のほうには管理運営費がございますので、施設の管理等の費用は別でございます。

上原委員 管理運営費は、大体おおむねそろっているわけ。

中央公民館長 トータルで公民館の管理運営費の維持管理費ということで1億1,674万7,000円でございます。内訳といたしましては、修繕費が……済みません。維持管理費だけで1億1,674万7,000円でございます。

上原委員 12館の維持管理費は1億1,000万円かかるということで、その中には当然いろんな大きな改修とか、あるいは修理とか、そういうものが入っていますので、私が聞きたいのは、公民館が直接地区館で管理も含めて大体どの程度の予算配分がされているのかをちょっと聞きたいのですが、特別なことを除いて平年、平常の年でどの程度の予算の中で運営をされているか。例えばこの予算に

ついて、今まで運営審議会のテーブルにのせられるような予算がどの程度あったのか、それをちょっと確認したいのです。

中央公民館長 一例で、扇町屋公民館の例で申し上げますけれども、まず維持管理費として賃金が5,760円、それから需用費ということで消耗品費が1万円、それから手数料的なものが1万5,000円というふうになっております。それから、そのほか旅費6,000円、需用費、これは事務用の消耗品とかコピー代とかということでございますが、7万円、それから食糧費が1,750円、このような形の積み重ねということになっております。

上原委員 今お話聞いた範囲では、非常に各館がある程度利用サイドというか、その館独特の特徴ある何か事業をやられていることで考えるときには、当然ながら今言った事業費の範囲の中、例えば60万円、70万円と今事業費の中のこのごくわずかな費用でしか今までそういう事業の取り組みができなかったのではないかというふうに思うのです。ちょっと私が過去に、相当前なのですが、公民館にかかわったときの年間の予算というのは、おおむね三百七、八十万円あったように記憶しているのです。今から二十数年前の話かな、20年ぐらい前の話かね、そのぐらいかと思うのですけれども、それから年々ずっと来て、今現在は六、七十万円ぐらいの事業費しか計上できないような運営をずっと強いられてきたというのが実態だろうというふうに今思うのです。

私が今なぜこんなこと言うかということ、これから例えば公民館が統合され、運営審議会が統合されて、そして総括の質疑でも答

弁ありましたように、今まで培われてきた各館の文化は、あるいはそういう公民館運営に対するそれぞれの地域環境は、これからももっと増進をしていきたいというような答弁がありました。当然ながら公民館の持つ役割というのは、これからますます大きなものになっていくだろうと。これは、平成20年の「入間市の教育」という冊子の中にも非常に公民館を大きく扱った一つの冊子がありまして、そういうことを考えると、やはり統合することに今反対しているわけではないのですが、そういう統合されたことによって、なおその地域間がそれぞれの独自性を持った事業がやりにくくなるような環境では困るとというのが私の切なる思いなのです。

そういう意味で、例えば今まで公民館、ささやかでもそういう費用弁償やら、報酬やらが出たことによって、確かに委員会は3回しか開かないけれども、そこにかかわる公民館の運営審議委員さんというのは相当深く公民館にかかわっている人たちだけで、その報酬を公民館のために活用しているのです、実際は。自分のものとしていなくて、自分たちがこういうものをもらうのが忍びないということではないけれども、他の皆さんに対してバランスが悪いというようなことで、そういうものを私的に活用するという人はごくごく少なく、私の知る限りで。そういうものを活用して公民館事業の何かの足しにしていると言ったら変かな、そういう事業に投入しているというのはたくさんあったのです。私の時代も含めてだけれども、多分今でもそうだと思うのです。

そういうことを考えると、確かに行政改革で百何十万円がなくなると、軽減されると、これはそれで大いに結構なこと、これを否定するものではありません。しかし、そういうものを委員さんの私的なものとして出しながらも、それが公民館の関係に使われていた。3回の委員会に出たことによってといいながら、その人たちは行事には必ず、あらゆる行事に参画しているのです。委員報酬をいただいているということだけではなくて、やっぱりそういう意味ではなくてしているというふうに信じたいのですけれども、実際そういういろんな関係の中に、あらゆる行事に中心的役割を担ってきたという意味では、それがただただ小さなお金というか、個人に支払われているというのではなくて、それがその地区公民館の運営に非常に大きく寄与していたと、私はそういうふうな見方もしているのです。

そういうことから考えると、そういうものがなくなったことによって、はて、今後公民館の予算がどんなふうになっていくのだろうと非常に危惧するところがあるのです。その辺を、お金だけがすべてではなくて、やっぱりいろんな意識というか、それぞれの思いでかかわっているわけだから、それがなくなったら活動をやめるという人はいないと思いますけれども、そういうのではなくて、何かそういうものを運営するには、例えば運営委員会をつくるとすれば、その中に会合を開くとすれば多少湯茶の提供ぐらいは必要だろうし、また時には一般的に言う駄菓子程度のものも必要になってくるのではないかというような気もするのです。今

までの状態だと、そういうものの例えば配慮が全くないとなると、はて、今後どんなふうになっていくのだろうというちょっと危惧があるのです。

今後の考え方なのだけれども、そういう運営委員会を立ち上げていろんな協議、館長の位置づけについても要綱でやるということだから、館長の諮問機関というわけにもいかないだろうし、公民館の運営のための運営委員会をつくるとなれば、やっぱりその位置づけは相当どういうふうな位置づけをするのか、対館長に関してのどのような位置づけをしようとしているのか、その辺をちょっともう一つだけ聞かせていただきたい。

生涯学習部長 私のほうからお答えさせていただきます。

運営委員会というものは、今委員の言われたとおり、館長の諮問機関ではありません。むしろその館のいろいろな事業あるいは運営を含めて主体的に活動していただく、あるいはコーディネーター役といたしましうか、リーダー役といたしましうか、そういう意味では館長と館と運営委員会といわゆるパートナーシップといたしましうか、共働関係でもって運営をしていっていただく。いわゆる運営と同時に協力機関でもございますので、そういう位置づけをさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

上原委員 その要綱をつくられているので、要綱の中にいろんな意味でそういう正確なというか、位置づけをしていただきたいのと、あわせてその運営委員会の中から推薦をしていただいて、これは総括

質疑の延長になるのだけれども、それを新しくできる運営審議委員の任命につなげていくと、こういうお話でしたので、その辺の総括で申し上げましたが、全く同じような立場の人が、すべてその地域から持ち上がってきたというようなことになると、その運営審議会も一方的なというか、さっきのちょっと言葉が違うかもしれないけれども、偏った形の運営委員会になっても困るというような気もするのですけれども、その辺の配慮というか、その辺のところはどのように今後、その要綱の中にも選出についての協議を任命にするとか、あるいは何か、配当と言っては変だな、何かどういう団体、例えば各地区の運営委員の中にも団体の人、あるいは個人の人、あるいは学識経験者的なものを置くような形の中から、またその15人の運営審議会委員の中にもそういうある程度の案分をした中で運営していかないと、これは次というか、いろんな、多様な意見を吸い上げるとなれば、やっぱりいろんな立場の人も他の人がいないとなかなかうまくいかないのではないかと思いますのだけれども、この辺の配慮どのように考えますか。

生涯学習部長 先ほども申し上げましたように、この運営委員会はその地域の方々、そこで活動している方々が主体的に活動する場、いわゆる構成するという部分でございますので、要綱でいろいろ基本的なことはもちろん定めていきたいと思いますけれども、条例上、統合される運営審議会の委員の委嘱の範囲というのは、先ほどの提案理由のようにある程度の学校教育関係者等々、そういうことは決まっておりますので、そういう中で今ご心配いただくような

部分というのが初めあると思いますので、それはこれから委嘱をさせていただく時点といいますか、その前に十分館長等も調整をしながら、全体的に委員を委嘱する際に十分な調整をさせていただいて、ある意味でバランスと言うとおかしいのですが、そういうふうには偏らないような形をぜひとりたい。これは、運用の中でそういうふうな考え方をしていきたいというふうに考えております。

上原委員　ぜひ運営も十分配慮した中で、なかなか難しいと思うのだけれども、協議していただきたいというふうに思いますのと、あわせてもう一つ、先ほどこの条例の施行の日は5月1日をもってすると。その前に運営委員会を立ち上げてその推薦をして、それに対して委嘱をしていくと、こういうお話でしたけれども、これから例えば各地区館にそういう運営委員会の立ち上げを要請したとしても、例えば5月いっぱい、あるいは3月いっぱいというものが立ち上がるという保証もないだろうし、またなかなか地域間での格差というか、いろんな地域環境も異なるような気もしないでもないのだけれども、例えばこれは物の考え方として、この条例の発効は5月1日としても、運営審議会委員を5月1日に任命しなければならないという制約はあるのですか、ないのですか、この辺ちょっと聞きたい。

生涯学習部長　条例上は、基本的には5月1日から新たな任期が始まりますので、本来ならば当然その前に委嘱をさせていただかなければいけない、これが通常の任期の始まりですので、そういうやり方

になるかと思えます。これは、時と場合によりますと、どうしてもよく団体から自動的に推薦をしていただくような場合に、なかなか団体の総会だとかでその役員さんが選ばれないなんていう場合がございいますから、そういう場合にさかのぼって委嘱をさせていただく。例えば5月の後半になってから委嘱をさせていただいて、実際には5月1日委嘱という形で委嘱をするという例もございいますけれども、基本的には、原則としては5月1日前に委嘱をさせていただくというのが基本であるというふうに思っていますので、そのように努力はしていきたいというふうに思っております。

上原委員 私の違いかどうかわからないけれども、例えばいろんな入間市内には審議会がありますよね。その中に当然何か諮問事項が発生したときに審議会を任命するというようなことがありますよね。そういうようなことからすれば、今回あくまでも公民館運営審議会委員は館長の諮問機関なわけだから、今回決まるのは。だから、どうしてもそこの今までの審議会、旧条例の各館のほうにそれが終わるときに、どうしてもあわせてそれに新しいのを就任しなければならないという制約があるのかないのか聞いたかったのだけれども、法律的なもので絶対置かなければいけないのか。といいながら、今設置義務から任意義務になったと、こういう話だったので、任意ということは必要に応じて設置するということだろうというふうに思うので、そういうことからすると、無理しあわせて5月1日に審議委員を発足させなくても、多少タイムラグというか、そういう大きく変わるわけだから、地域環境が十

分整った中で、その後ちゃんとした形で審議委員を委嘱すればいいのではないかというふうに、私は簡単にそう思ったのだけれども、その辺はどうなのでしょう。

生涯学習部長 確かに運営審議会は、基本的には館長の諮問機関であるわけですが、いわゆるある特定の事項に対して諮問をすると、審議をしていただくという大きな役割が1つあります。それと同時に、これはもう委員もご承知のとおり、日常的な公民館のいろんな運営あるいは事業関連に対して諮問書という形ではなくても、いわゆる口頭でもいろんな形でいろんな事業、日常の運営についてご意見を伺うということも大きなこれもまた諮問機関の役割といたしましょうか、一つになっております。ですから、そういう意味では5月1日からその間があかないように委嘱をさせていただくことによって、基本的には公民館の運営というのはずっと継続されていくわけですので、その間新たな諮問事項というのは場合によったら5月1日には出せないかもしれませんが、それ以外のいろいろな日常的な運営についてのご意見をいただいたり、提言いただくということはあり得るわけですので、そういう意味での継続性が必要だというふうに私は理解しております。

以上です。

上原委員 もしそういうちゃんとした形で整うのであれば、あえてそんなこと言う必要もないのだけれども、ちょっと危惧する部分で老婆心ながら申し上げた。

もう一つだけ、総括で申し上げましたこと。これ13館、今まで

と違って運営委員会というものができたとする。そうすると、今までそれぞれが独立していたし、運営審議会があったから、それはそれでまたよかったのかもしれないけれども、やっぱり各公民館、今後運営審議委員が中央に1カ所で、あとそれに対して各館から出てくるわけだから、当然その地域の事業の進行、あるいは入間市の公民館の運営に対する基本的な事項がそれで定まるとして、そういう中で今言った運営委員会というのは館長も含めた形で、館長のパートナーシップとして一緒に活動していただくのだという内容だとすると、そういうものの連合会的な組織の立ち上げというのは総括では考えていないというお話だったのだけれども、今後考えていく必要があるのではないかというような気もしないでもないのだけれども、その辺はどうなのですか、地域に関しては。

生涯学習部長 私が総括質疑でお答えしたのは、今回この統合される時期、それから新たにその運営委員会をつくる時期に合わせてそういう連合的な、連絡会的なものを同時につくるということは考えてはいないということでお答えをさせていただいたつもりです。まずは、その各地区の運営委員会というものを立ち上げて、そこでいろんな議論が出てくるのだらうと思うのですが、そこを地域の公民館の中でしっかりやっていただくということがまず優先だらうというふうに思っております。その中でいろいろ進んでいく中で、それぞれの運営委員会で例えばほかの館とのいろんな情報交換ももっとしたほうがいいのではないかとか、いろんなきつと意見も

出てくるだろうし、いろんな議論があると思うのです。そういうふうな時点で改めてもしそういう必要性があれば、また逆に言えばその統合された審議会の中で各地区から上がってくるわけですから、そういう意見もいただきながら別のそういう組織みたいなのが必要であれば、これは考えていけばいいのではないかなというふうに今は思っているところでございます。

永澤委員 今るるお伺いしたのですけれども、今の運営審議委員さんというのは、ちょっと私不勉強なのですが、団体からの代表だけとなっているのか、その辺をお聞きしたい。

中央公民館長 条例上は、社会教育関係者あるいは学識経験者、それから学校教育関係者というふうになっておりまして、以前は各団体からの代表を選出いただくというような形になっておりますけれども、今はそれぞれの分野の方から委嘱させていただくというような形になっております。ただ、そういう方の中には団体の代表の方が入っておられる場合が多いということでございます。

永澤委員 先ほど今度の運営委員会は、利用者団体からの代表という形になるとおっしゃったような気がしたのですが、全く今までの審議委員さんが入れない場合も生まれてくるのですか。

生涯学習部長 運営審議会と運営委員会をちょっと分けて考えていただきたいのですが、各地区には今度は運営審議会というのはなくなるわけです。運営委員会というのは、そこで活動している方々を中心に組織をしていただくということになります。その委員さんの中には、運営審議会の委員であった方も当然かかわってくる可能

性はあると思います。というのは、現在の運営審議会の委員さんがある意味ではその団体のほうから出ている方もいらっしゃるわけですから、今度はその団体で、いや、この人をその委員会の委員として送ろうよということであれば、当然現在の運営審議会委員さん等が運営委員という形に引き続きなされる可能性は十分あるというふうに思っています。それは、館のほうで指名をするわけではございませんので、ある団体にお一人運営委員としてなっていたきたいということをお願いしますので、そこの団体が選ばれた方がたまたま現在運営審議会の委員さんをやっていらっしゃるということはあるだろうというふうには考えております。

永澤委員 私が聞きたいのは、重なっている場合はいいのですけれども、その地域のそういう知識者とかということ、全く公民館活動の団体ではない方というのですか、そういう方は今までいらっしゃったわけ、全くいらっしゃらなかったのですか。

生涯学習部長 今まで委嘱をさせていただいた方は、ほとんどある団体で活動されている方でございます。全く個人ということよりも、もちろん学校教育関係者の場合はその地域の小学校の校長先生であったり、中学校の校長先生であるという場合もありますけれども、自治会の会長さんであったり、区長会の会長さんであったりとか、基本的にはある組織といいたいまいしょうか、団体に入っている方がやはり中心だったというふうに思います。

永澤委員 その辺は、逆に全く声がかかなくなるという方はいらっしゃらないという認識でよろしいわけですね。

生涯学習部長 それは、運営委員会の話ですよ。運営委員会は、先ほど館長のほうから説明させていただきましたけれども、おおむね地域性があると思うのですけれども、10人程度でつくったらどうか。なと今思っているわけですが、限られた人数でございますので、そこはその館によって多少十二、三人にしようとか、もうちょっと減らそう、わかりませんけれども、選ばれる方というのはやはり限られておるとは思いますけれども、その中でなるべく多くの団体といたしましうか、活動している方の声が吸い上げられるような、そんな組織にはしたいというふうに思っています。

永澤委員 では、地域の方が網羅されるというふうに認識していいわけですね。

もう一つ、任期というのは、この委員会の方というのはお決めになるつもりなのか。

生涯学習部長 ボランティアの立場でお願いしようと思っておりますけれども、いわゆる統合する運営審議会の委員さんをそういう運営委員会、地区の運営委員会の中からお一人お願いしようという考えでございますので、そうしますと基本的には運審とあわせた形で、任期と言うとおかしいのですが、依頼するときに一応2年間お願いしよう。当然その方がその後も継続される、その団体から推薦してもらいますから、継続はもちろん可能ですけれども、一応基本的にはまず2年間依頼をさせていただくということであれば運営審議会のほうの委嘱等の整合性といいますか、それもとれるのかなというふうには思っております。

忽滑谷委員 運営委員さん、審議委員さんの選定について、この間ほかの委員さんの方からも決定までの日にちが十分でないのではないかと
という懸念があると思うのですが、大まかでよろしいのですが、
流れとして選定についてどのようにしていくのか予定を教えてください。
ださい。

中央公民館長 まず、地区におきます運営委員会、(仮称)運営委員会と
いうことで、まだ設置要綱が定まっておられませんので、仮称をつ
けさせていただくのですけれども、現在庁内の例規審査のほうに
要綱の設置をいたしますということを申し出ておりました、今月
中に素案をつくらせていただきまして、来月の例規審査委員会に
かける予定でございます。その間にその素案を教育委員会のほう
に協議事項として協議いただくというような予定であります。例
規審査が終わりましたら2月の定例教育委員会で議案として教育
委員会のほうに提出するというような計画でございます。その間、
各公民館では現在の運営審議会も行われていると思いますので、
そういったときにこのこと、設置に向けた取り組みをしていると
いうことも現在の運営委員さんにもご説明申し上げながら、各地
区の設置に向けた取り組みをしていただけるようにご協力をお願い
しようかなというふうに思っております。

それから、運営審議会のほうにつきましては5月1日の委嘱と
いうことになるわけですが、今申し上げた(仮称)運営委
員会のほうの設置に向けた取り組みの中から、そのメンバーの方
の中から委員を、候補をご推薦いただくような形をとらせていた

だきまして、その中から、先ほど上原委員さんのほうからのご提案もございましたけれども、私どものほうでも分野に偏りがないような形をちょっと考えさせていただいて、各地区から13名の委員を選出していただいた方の中から委嘱をさせていただくというように考えております。

以上です。

忽滑谷委員 そういたしますと、おおむね2月、3月ごろまでは月に1度もしくは2度ぐらいの集まりというのですか、委員選定に向けての集まりが開かれるという理解でよろしいのですか。そこまでは決めていないのかな。

中央公民館長 各地区におきます（仮称）協力委員会につきましては、早急に今月中にもまた会議を開きますし、来月にも会議を開いて、具体的な要綱が決まりましたらどんなメンバーをご依頼申し上げるかというような会議を館長会等で開かせていただきまして、具体化を進めていきたいなというふうに考えております。

安道委員 そうしますと、各館の運営委員会と、それから中央では審議会というふうな形で進められているというふうなことであって、その運営委員会のほうはボランティアというふうな形になっているというふうなことですよね、大きくは。そうしますと、これからの運営委員会ですけれども、各公民館の館長さんのリーダーシップと言いますか、運営をやっていくというふうなことが非常に重要になって重たくなってくるのかなと。ですから、活発に運営委員会がうまく活動して、本当にそういった意味では市がねらって

いるような共働の公民館運営に使えるという基本を目指しての取り組みかと思うのですけれども、逆に低迷化していくというふうな可能性といますか、そういったこともなくもないのかなというふうにはちょっと思ったのですけれども、館長さんたちの集まりの中でどのようなそういったことになることについて何か言った声が出されてきていたのでしょうか。

中央公民館長 先ほど申しあげましたように、公民館の職員と館長の選抜のチームで検討してまいりました。その過程において館長会議で運営委員会の中間報告のようなことをさせていただいた中でのご意見ということで、基本的にはかなり公民館の地域ごとの違いがやはりあって、そこで活動なさっている団体の内容であるとか、あるいはボランティアのかかわり方だとかというのはかなり違いがあるだろうと。基本的には、それぞれの館の独自性を壊さないようにそれぞれの地域ごとの組織を一生懸命つくっていくということが大切であろうというふうに意見が出ておりました。

安道委員 そうすると、運営はどこの館でもやっていけるという、そういった見通しで前向きな議論になるわけでしょうか。

中央公民館長 公民館は、事業を運営するに当たっては職員だけではいずれにしてもできないというような性格のものでございまして、地域の方々がいろんな形で専門性を発揮していただいたり、ボランティアでいろんなことにかかわっていただくということが、従前もそのような形で運営がされてまいりました。今後もそういった形をより確実なものにするためにこの運営委員会が機能すればい

いかなというふうを考えております。

上原委員 1つだけお願いがあるのだけれども、その運営委員会つくる中で、要綱の中でいろんな団体10人ぐらいというぐらい皆様が想定されている。その中に公民館の絶対必要な要件というのが幾つかあると思うのです。やっぱり地域と公民館と学校区、学校とのかかわり、これは非常に重要なのです、現実は。ですから、今まで学校長が委員の中に入っていた、それが物すごく公民館運営するにプラスになっています。学校長は、時には相当落差があって、非常に残念というか、余りよしとしない学校長もいるのだけれども、だけれども実際地域の者とする、学校長がそれにかかわることがより公民館を活性化できる、学校との連携というのは非常に大切だと私は常々思っていますので、これについては十分に配慮いただいて学校を切り離さないように、公民館に包括するような、そういう対策、体制をぜひつくってもらいたいなとお願いしておきます。

生涯学習部長 その点につきましては十分配慮して、設置に向けて努力していきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第107号 入間市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時25分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第113号 入間市市民会館の指定管理者の指定について

議案第114号 入間市産業文化センターの指定管理者の指定について

議案第115号 入間市立黒須保育所の指定管理者の指定について

議案第116号 入間市扇台福祉作業所の指定管理者の指定について

議案第117号 入間市体育施設の指定管理者の指定について

委員長 次に、議案第113号 入間市市民会館の指定管理者の指定について、議案第114号 入間市産業文化センターの指定管理者の指定について、議案第115号 入間市立黒須保育所の指定管理者の指定について、議案第116号 入間市扇台福祉作業所の指定管理者の指定について、議案第117号 入間市体育施設の指定管理者

の指定についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部に説明を求めます。

まず、市民部所管のものについて、市民部長より説明を求めます。

提案理由の説明

市民部長 それでは、提案の説明をさせていただきます。

議案第113号 入間市市民会館の指定管理の指定について、提案の理由を申し上げます。入間市市民会館の設置及び管理条例の規定により、入間市市民会館を指定管理者の管理とするため指定管理者の候補を選定したことに伴い、地方自治法第244の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

公募の募集に当たりましては、入間市公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例第2条第2項第3号の規定に基づき、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで指定管理者に指定しております財団法人入間市振興公社のみから応募を受け付けることとし、候補の選定に当たりましては庁内に設置いたしました入間市公の施設の指定管理者候補選定委員会におきまして審査をし、同法人を指定管理者候補とすることとしたものでございます。

なお、指定の期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間でございます。

以上で提案の理由を終わります。よろしくご審議賜りますよう

お願いを申し上げます。

続いて、議案第114号 入間市産業文化センターの指定管理者の指定について、提案の理由をご説明申し上げます。入間市産業文化センターの設置及び管理条例の規定により、入間市産業文化センターを指定管理者の管理とするため指定管理者の候補を選定したことに伴い、地方自治法第244の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

候補の募集に当たりましては、入間市公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例第2条第2項第3号の規定に基づき、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで指定管理者に指定しております財団法人入間市振興公社のみから応募を受け付けることとし、候補の選定に当たりましては庁内に設置いたしました入間市公の施設の指定管理者候補選定委員会におきまして審査をし、同法人を指定管理者候補とすることとしたものでございます。

なお、指定の期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間でございます。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

委員長 次に、福祉部所管のものについて、福祉部次長より説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部次長 それでは、議案第115号 入間市立黒須保育所の指定管理者の指定について、提案の理由をご説明申し上げます。

入間市立保育所設置及び管理条例の規定により、入間市立黒須保育所を指定管理者の管理とするため指定管理者の候補を選定したことに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

候補の募集に当たりましては、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2項第3号の規定に基づき、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで指定管理者に指定しております社会福祉法人樹人会のみから応募を受け付けることとし、候補の選定に当たりましては庁内に設置いたしました入間市公の施設の指定管理者候補選定委員会におきまして審査をし、同法人を指定管理者候補とすることとしたものでございます。

なお、指定の期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間であります。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第116号 入間市扇台福祉作業所の指定管理者の指定について、提案の理由をご説明申し上げます。入間市福祉作業所設置及び管理条例の規定により、入間市扇台福祉作業所を指定管理者の管理とするため指定管理者の候補を選定したことに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理

者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

候補の募集に当たりましては、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2項第3号の規定に基づき、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで指定管理者に指定しております社会福祉法人入間市社会福祉協議会のみから応募を受け付けることとし、候補の選定に当たりましては市内に設置いたしました入間市公の施設の指定管理者候補選定委員会におきまして審査をし、同法人を指定管理者候補とすることとしたものでございます。

なお、指定の期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 次に、生涯学習部所管のものについて、生涯学習部長より説明を求めます。

提案理由の説明

生涯学習部長 議案第117号 入間市体育施設の指定管理者の指定につきまして、提案の理由を申し上げます。

入間市体育施設設置及び管理条例の規定により、同施設を指定管理者の幹事とするため指定管理者の候補を選定したことに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

候補の募集に当たりましては、入間市公の施設の指定管理者の

指定手続等に関する条例第2条第2項第3号の規定に基づき、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで指定管理者に指定しております財団法人入間市振興公社のみから応募を受け付けるものとしたものでございます。候補の選定に当たっては、庁内に設置しました入間市公の施設の指定管理者候補選定委員会におきまして審査した結果、同法人を指定管理者候補とすることとしたものでございます。

なお、指定の期間といたしましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間でございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

一括して質疑を願います。

安道委員　総括質疑のつながりでないですけれども、黒須保育所の関係なのですけれども、職員について、保母さんについては15名というふうなことで、国基準でというふうな答弁があったかと思います。

それで、具体的なことをお聞きしたいのですけれども、保育士の配置については入間市の場合国基準よりもさらに充実させたような配置になっているかと思います。ゼロ歳児で言ったならば、国が子供3人に対して保育士さん1人、それから1、2歳については子供6人に対して保育士さんを1人、これは国基準ですけれども、入間の場合は、ゼロ歳児は子供3人に対して保育士を1人、1歳児の場合は4人に対して1人、2歳児の場合は5人に対して

1人というふうな形で、そういう入間の基準でやっているかと思うのですけれども、この黒須保育所の場合はどういう形になっているのでしょうか。

児童福祉課長 国の基準というのは唯一の基準でございまして、市の基準というのは特別あるわけではないのです。それは、市立保育所のいわば労使交渉の結果、配置している現状ということで、応募の要項の中では国の最低基準でお願いしたいということでお願いしております。ただ、現実的には4月当初等まだお子さんも入っていない団体もございまして、今後入ってくるお子さんのために備えて保育士さんを雇っていただいて、現状では市の基準にも合うような現状になっているような状況でございます。

安道委員 そうしますと、基本的には国の基準で配置されているというようにあることですか。

児童福祉課長 募集要項では、そのように明記しております。

安道委員 また、保育士さんの年齢をお聞きしたいと思います。

20代が中心というようなことで非常に若い職場で、そういった点では率直に非常に若い職場だなという感想を持ったのですけれども、これは入間市の公立の保育所の方々の経験年数、保育士さんの経験年数と比較した場合はどういった形なのでしょう。

児童福祉課長 特に公立保育所の保育士との経験年数の比較は行っておりませんが、民間さんの場合、全般的に20代の保育士さんが多いという状況はございます。

永澤委員 市民会館と、あと産業文化センターのところでちょっとお伺い

したいのですけれども、評価項目の中で両方とも利用者本位の柔軟なサービスが提供されるかというところの評点が2.25になっているのです。比較的低い評価になっているのですけれども、この間市からその指定管理者、振興公社に移行して何か利用者に対してのサービス等が変わったところがあれば教えていただきたいのですが。

自治文化課長 指定管理者になって特に変わったことはないのですが、この評価をしていく中で利用者の懇談会などのようなものが開催されていないということがありましたので、その点はマイナス要因というようなふうに分析をいたしております。

以上でございます。

永澤委員 私が把握しているところでは、チケット販売の支払いの仕方が大分便利になったかなと思うのですけれども、今までは予約して1週間以内に行くか、現金書留で郵送するというふうになっていたと思うのですけれども、それが今代引きですか、代金引きかえでチケットが受け取れるようになったというのは、指定管理者になったからというわけではないのですか。

自治文化課長 この代引き制度という制度なのですが、これは指定管理者以前から導入をしておりました。引き続きということでございます。

永澤委員 では、これと今後そういう形でもっともっと利用者に使いやすくしていただく、今の利用者懇談会も含めてなのだと思いますけれども、利用者に対して利便性を向上させていくような指導というのは市

のほうからしていただけるのでしょうか。

自治文化課長 包括的な市の責任の中で利用者の満足度を高める、そういう努力をしていただくように指導していきたいと思います。

永澤委員 もう一つ、黒須市民運動場の件でちょっとお伺いしたいのですが、黒須市民運動場だけが無料になっているのですけれども、この点はどういう違いがあるのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

参事兼体育課長 黒須市民運動場でございますけれども、運動場における体育活動を中心とした運動公園でございます体育施設とは違いまして、河川敷にございます簡易的な運動施設ということで施設を考えたところであります。それと同時に、社会体育の振興というようなところで市の設置目的が無料という形の中で繰り返してまいりましたものですから、そんな形で無料という形でございます。ですから、運動施設の中に無料の形で簡易につくった施設。そして、市民の方にそこを利用していただいて、多くの健康づくりをしていただきたいと。それから、料金を取りながら競技的な要素も、競技的なものにも使えるような形、そういったような施設と、そういうふうに区分をしてございまして、特に黒須市民運動場を見ていただくとおわかりかと思うのですけれども、観客席のない施設、そういった形の中で対応させていただきたいと思っております。強いて言えば社会教育、社会体育の振興を实践する場というふうなことで我々は考えております。

以上でございます。

永澤委員 これは、ちょっと利用者さんからの声なのですが、電話等で施設の予約をして、黒須市民運動場に関しては無料であるにもかかわらず、1度その市民体育館に申込書ですか、要するに利用許可証をいただきに上がらなければいけないと。そういった面で今、インターネットでも何でもそうなのですが、それを足を運ばずに、お金のやりとりが無いにもかかわらず、1度その体育館のほうに出向かなければいけないとかという、ちょっとそういう声が聞こえてきているのです。そういう面での利便性をもっともっと向上させていただくということは考えていただけますでしょうか。

参事兼体育課長 許可証という形になりますと、重複というふうなものを避ける意味でという形でご案内しているというようなことでございます。黒須市民運動場にも管理人がいますので、今後振興公社とも十分協議させていただいて、そういったことが提案できるのであれば、管理人はお話のとおり、使用者の利便性を図る意味でまた検討してみたいというふうに考えます。

永澤委員 私この指定管理者制度でこちらがお願いしてこういうふうに評価をするわけですから、今後5年間という長い、ある意味すごく長くなると思うのです。私個人としては公募制でなくて、今回こちらから1社という形で決めるのであれば、3年が本当は妥当ではないかなと考えているところなのですが、5年間という長きにわたるのであれば、きちっと評点をした中で今後こういう形で直してもらいたいということをごちらが言うためにも市のほ

うが利用者の意見を吸い上げて、きちっとなっているのかというのをつかむ責任はこちらにあるのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

参事兼体育課長 ご指摘のとおりというふうに私感じますので、その辺のところはこの5年間で十分に利用者と調整をさせていただきたいというふうに思います。

それから、市の体育館のほうにもいろいろなスポーツ団体または利用者のほうからいろいろなご指摘もございます。それについては、振興公社と十分協議をさせていただきながら、それをクリアしていくというような点もございますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

鹿倉委員 1点だけではお聞きをいたします。

113号、114号、117号で募集要項の中に、指定管理者の募集要項。指定管理者による事業評価というのがありまして、指定管理者はサービスの水準を維持向上の確保のためみずから事業評価を実施し、その結果を市に提出するものとするというふうなことがあるのですけれども、みずからの事業評価という、今永澤委員のほうからもちょっとお話があったのですけれども、これは市が外部評価を本当は入れて公平な評価をすべきではないかなというふうには思うのですけれども、その点各担当としてはどういうふうにお考えでしょうか。

自治文化課長 市民会館、産業文化センターに関して申し上げますと、ただいまご指摘の自己評価に関しては、協定書の中で義務づけてお

ります事業報告書の中に入れていただくということで、毎年度終わった後に出していただいております。確かにご指摘のとおり、自前での評価になりますので、適正な評価かどうかというのは、その辺の問題があろうかと思っておりますので、今後は外部評価のことにつきましては指定管理者さんの評価も含めて導入していく方向で研究していきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

参事兼体育課長 今自治文化課長が申しあげましたとおりでございます。

私どもも十分に、体育施設の場合は特にスポーツ団体、いろいろな方が使っておりますので、そちらの方々と十分協議しながら市のほうも評価する、これをしなければというふうに考えております。

鹿倉委員 契約期間が今回5年ということで、5年先のまたこの契約のときにも事業評価というのはかなり貴重なものになるのかなというふうに思っていますので、ぜひともこれは市が外部に評価をさせるべく動かなくてはいけないものだというふうに思っていますので、ぜひともそれは実施をしていただきたいなというふうに思いますので、これ実施とは言えないでしょうけれども、ぜひお考えをいただきたいと思えます。

以上です。

上原委員 今お話があった中で、ちょっと補足になるかと思うのですが、今度の指定管理者1社のみの、振興公社のみの募集と、こういうことに結果的にはなったわけですが、総括質疑の中でも答弁にありましたように、こういうそれぞれの目的を持った

施設、運営管理であるから、当然ながら継続性というか、過去からの余り大きな変動があっては利用者に戸惑い、あるいはまた内容が見えない部分で今回この振興公社に引き継ぐことに対して状況のまま、変更してそれを進めたと、こういうことでしたよね。その中でほかにその管理を市内の例えば団体、企業でそういうものに合致するというか、引き受けられるような体制というものがないからというような、そういう表現はあったように聞き取ったのですけれども、その中でそれぞれの目的を持った施設なわけで、これはもう当然ながら市がつくった施設だから、目的なくつくるというのはあり得ない。それらを持続、継続するのは当たり前の話で、といいながら、こういう管理を指定管理者に委託するような制度ができたということは、要するに行政のスリム化ということもあるわけで、どうしてもその振興公社1社ということになると、振興公社の機構図を見てみると、もう市の職員と全く同じ内容のものがずっと羅列されていますよね。例えば給与にしても、いろいろな補償についても、まさに市の生まれ変わりというか、悪く言えばトンネル会社的に受けとめられる面もある意味、結果的に思うのです。

そういうことからすると、例えばこれ5年間やって、その5年後また同じような経過になっていたとしたら、これはやっぱり本当の意味の指定管理者制度の有効な活用にはなっていないのではないかというような気がするのです。ですので、その間に、例えば今回5年間の間にその次にその管理をしていこうと、あるいは

はこういうものに事業参画していこうというようなものを育てていくという、そういう視点が必要ではないかというような気がするのですけれども、この辺についてはそれぞれの担当はどのようにお考えですか。

自治文化課長 私どもの所管の市民会館、産業文化センターにつきましては、比較的規模が大きいという施設でございます。特に産業文化センターは幾つかの施設が複合的な施設ということで、果たして市民のそういう団体の組織があつた施設を管理運営できるのかという、そういうところはちょっと懸念を持っています。現在は、入間市の中にはそういったような組織が現状では見当たらないというふうに判断しておりますので、もし今後のことを考えるのであれば、公募という中で今の指定管理者も含めてこのところは検討していくということになろうかと思ひます。

以上でございます。

参事兼体育課長 私どもは、体育施設、スポーツ施設の管理ということでございます。先ほどあつたときに部分的に言えば、いろいろな団体は、強いて言えば体育協会が法人化したとかというようなことも耳にいたしますけれども、現状で市のそういった体育協会なり、そういったものが法人化をしてどうこうという動きが今のところ市内にはございませんので、そういうふうなところを団体でも十分調整させていただくと同時に、現状では体育施設の管理につきましては振興公社と十分に調整をさせていただきながら、その管理に努めてまいりたいというふうに思ひます。よろしくお願ひし

ます。

上原委員 これは、今お話しただいて、なかなか難しいという感じを今受けたわけだけれども、実際そもそもその指定管理者制度、制度そのものは指定管理者がそれぞれ独自の活動、要するに自主運営ができるのですよね。当然ながらいろんな施設が事業を積極的にやることによって、そしてそれを市民の利便性に、より社会福祉を向上させるというのが本来あるべき姿だと思うので、ただ管理、行政側からの丸投げ的なものを受けて、それを管理するだけでは、だれが管理者でも同じことだというふうに思います。だから、そういう意味では幅を持たせるとか、あるいは多様性を持たせるといことからすると、例えば市民会館にしても産文センターにしても、そういうものを入間市でも「アミーゴ」みたいにああいう形で市民団体が管理している場所もあるわけですから、そういうふうなことからすると、よりよりいろんな団体に門戸を広げるといとか、いろんな意味で問いかけをすることによって、いろんな文化団体が協力して参加するなら運営してみようというような芽を育てていくといとか、審査していく、あるいはそういうものを求めていくような姿勢も必要ではないかなというふうな感じがするのです。これは、あくまでも私の意見ですけれども。

そういうことについてもう一つ、今体育課長のほうからありましたけれども、隣の飯能市あたりでは体育協会がNPO法人化して、そして体育施設の行事をすべてそれがやっていこうと、やっていくというような形にもなっていますよね。その辺をかんがみ

たときに、入間市の例えば体育協会を法人格に移管させて、あるいは事業まで含めた、社会教育事業、スポーツ振興事業まで含めた形での運営をしていくような、そういう組織をやっぱり立ち上げていく、また言いかえればその振興公社をある意味で分割してでもそういうものに施行させていくとか、そういうふうなものというのは考えられませんか。

参事兼体育課長 現状では、体育施設の管理というものを振興公社ができた時点から振興公社にお願いし、社会体育事業については入間市については教育委員会の体育課と、それから体育団体、体協を中心とした体育団体と連携とりながらスポーツ振興を行うというのが現状でございます。そういうものを加味しながら振興公社、それから体育協会と行政というような形の中で、今言われた質疑につきましては十分に調整させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

自治文化課長 振興公社の分割ということで、その部分的なところを文化施設の運営にということかと思いますが、現状ではこの5年間でそういった推移も見ながらということになるかと思いますが、公募も念頭に入れながらこの制度が活用できるようにしていきたいというのが考え方でございます。

上原委員 余り今後機会がないので、あえて言わせてもらいますけれども、私たまたま振興公社を立ち上げたときに振興公社の立ち上げのときの審議会の委員の一人だったのです。そのときの、立ち上げた

ときの、立ち上げ準備か立ち上げたときまでの環境と今の環境、私の思いとしては非常に大きな落差がある。振興公社はプロパーで、積極的にいろんな産業文化センターにしろ、市民会館にしろ、体育施設にしろ、もっともっと独自事業を展開して、行政とは全く離れた中でそれを運営、経営していくというようなことが可能だと。要するに振興公社がひとり歩きというか、独立した組織として十分やっていけるというような組織に仕上がる。要するに行政と振興公社が窓口が2つになって、より市民に多様な提供ができると、こういうことを信じてその参画してきた一人なのだけでも、実際今の姿を見てみると、やはりどうもそういう形になっていない。しっかりと行政がすべておぜん立てをして、振興公社が管理をゆだねられて、自主公演といいながらも、その内容もやっぱりおぜん立てをされたような感じのものしか私には映らない。これは、見解の相違があるから、あるいは異なるかもしれませんが、私の思いとしてはそんな思いがあるので。そういうのだと、やっぱりこれから将来ただただ行政の影武者として振興公社があるのでは、非常にちょっと意味が違うのではないかなというような気がしてならないのです。

そういうことを考えると、ぜひ今後5年間に、職員の中で可能な限り新しい視点、あるいは発想を持った形での振興公社、あるいはその施設の運営にかかわっていけるような、指定管理者制度というものはとかくできた制度であるので、それも含めていろんな、多様な模索をしていってほしいなというふうな気がするし、

特に体育施設なんかはやっぱり業者、管理も含めて実際にかかわった人に管理させれば全く適切な管理ができる措置がたくさんあるのです。ところが、やっぱり全く今までの実態を見てみると、振興公社が管理しているといいながらも、シルバー人材センターから派遣された人がそこで管理をしているという実態を見たときには、やっぱりちょっと形が違うのではないかと、もう少し、もっと踏み込んでこの施設の全体でどういう形がどう使えるか、年間通してこれがどうやってやれる、どう使うかのノウハウを持った人がたくさんいらっしゃると思うのです、実際にスポーツにかかわった人であれば。現場で。そういうふうなことも十分そういう知識、意識を活用した中で、せっかくある人材を大いに活用すべくそういう努力をしていく必要があるのではないかなというふうな私は気がしてならないのです。

今ちょっと話ししましたけれども、隣の飯能市の実態、課長わかりますか。ちょっとお話しいただきたいと思います。

参事兼体育課長 飯能市体育協会、一昨年でしたでしょうか、NPO法になりまして、現状の事業、そういったものを市のほうから体育協会に電話があったというわけで、最終的には市の施設管理までというふうなところを実際に見て、今現在いろいろな活動しているというふうな状況は把握してございます。また、研修も私のほうでさせていただきました。それから、市の体育協会においても、その施設のほうにも行ってございます。そういうふうな形の中で今後、入間市がどうあるべきかというような問題も、そういった

諸団体も考えているようでございますので、その辺のところでも十分連携をとりながら研究をさせてもらい、検討させていただきたい、このように考えております。よろしく申し上げます。

上原委員 近隣にすばらしい組織を立ち上げて、そして実践している団体があるのです。そういうことを考えたときに、やっぱりもう少しそういうスポーツ団体の関係者の意識も、行政としてもそういう目を向けさせるべく施策展開をすれば、必ずやそういう意思は通じるというふうに私は感じるのです。ですので、その辺のところはこれから目標というか、方向に向けて取り組んでいく、いろいろこれから検討していく、研究していく、もう既にしているという話も承ったので、ぜひそれを増進してほしいことを述べさせていただきたい。

忽滑谷委員 この間、指定管理者の指定に当たりまして評価というのをやったと思うのですが、ここで今後5年間はどのようにして、指定管理者が指定された後、その管理者が適正な運営管理、維持管理を行っているという管理を評価というのですか、確認というのですか、把握というのですか、それをどのように行っていくのか教えてください。

自治文化課長 この間のことでございますが、現在協定書の中でまず報告義務があります。1つは、月次報告がございまして、利用状況、使用料の収入状況、それから各月の経費の執行状況、それらについての報告がなされます。年度が終了した際に年度報告書が出されて、そこでは事業報告書、それから収支報告書、それから

クレームの内容ですが、修繕の概要、管理委託の概要、それらが報告されます。加えて先ほど鹿倉委員が指摘されました自己評価もそこに加えられると思います。そういったところを含めて担当課としては毎年度その内容を見て、担当課としての評価をして、それを外部に今公表しています。現状の指導なりのシステムは、そのような形になっております。なお、途中で異議や問題が発生したときには、当然指定管理者と担当課のほうで協議をしながら進めていくということになっております。

以上でございます。

児童福祉課長 年度当初に年次計画を出していただきまして、最終的には年度末に事業の報告を出していただくということのスケジュールになっておりますが、その間担当課と法人のほうで日常的にやりとりをやっておりますので、その中で指導していくということで、最終的に年に1度児童福祉法に基づいた適正な保育所運営が行われていくように評価をしていきたい。また、保護者等からの聞き取りという部分も保育所にもやっていただきますし、我々も心がけていきたいと思っております。

障害福祉課長 扇台福祉作業所につきましては、同じようなことですが、年度当初に年次計画を提出いただきまして、毎月の実績報告、それから年度末の実績報告、加えまして市のほうの定例監査ということで支出状況等を現地へ赴きまして、監査を実施しております。年1回です。

以上です。

参事兼体育課長 体育施設の管理につきましては、振興公社でございますので、市民会館、産業文化センター、おおむねかわりはないけれども、先ほど、以前にありましたとおり、第三者評価でしょうか、こういったものをさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、いろいろな問題も改修箇所とか、いろいろな協議する事項、これは協議してまいりましたので、そういったところはきめ細かく指定管理者のほうと調整していきたいというふうに考えております。

委員長 この際、委員として質疑を行いたいので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

質疑を行います。

宮岡幸江委員 先ほどから第三者評価のお話も振興公社の件では出てきてはおりますけれども、外部評価については第115号、116号に関しても同じようなことをやっていかないといけないのかなと思っております。その中で特に私が気になっているのは扇台福祉作業所の件なのですが、ただいまは社会福祉協議会のほうにここで指定管理をお願いするわけですが、本会議のほうでも、この間総括質疑のほうでも、うちのほうの会派のほうからも質問を出させていただいていますけれども、利用者本位の柔軟なサービスが提供されているかということに関しての満点評価については、ど

う見てもやはり第三者の評価というのは重要であるのではないのかなと思っております。そのようなことを踏まえて115号、116号においても外部評価についてはどのようにお考えなのか、その点をお聞きしたいと思います。

児童福祉課長 今後検討させていただきたいと思います。

障害福祉課長 障害者の利用者本位のということで、非常に個人別の利用計画を立て、また毎月保護者会も開いている。そういう中で本人の、保護者の立場に立ってからのニーズとか、利用者を毎日観察することによって行っている、非常にいいサービスの提供形態をしているということで3点という評価をいただいたのかなというふうに考えております。外部評価につきましては、大分難しいところもあろうかと思えますけれども、115号の改定と同じようにこちらのほうも検討してみたいと思います。

以上です。

宮岡幸江委員 特に扇台福祉作業所のことについてが気になっているのですが、先ほど体育施設等のお話もありましたけれども、市内には結構福祉関係の民間の事業所がありますよね。そういう中でやはり扇台福祉作業所がもともと社会福祉協議会のほうですとやられているようなのですけれども、その中の評価に関しては、同じ職種をやっている団体からもこれでいいのかというお声も私のほうには届いているのです。そういうことを踏まえれば今のまんまでいいのかなというふうに思っております。それは、利用者の親御さんからはよいというお返事はあったようですけれど

も、例えば定員19名で、現在何か14名の方がご利用されているようですけれども、この方たちはもう大分長いですよ、お一人お一人が。それは、居心地がいいし、そういうことも考えれば評価としてはよいのかと思うのですけれども、次のステップにいけるような支援の仕方、サービスの仕方、そういうものを考えればこのまんまでよいのかなということもあると思うのです。その点は、ではいかがお考えでしょうか。

障害福祉課長 今宮岡委員さん言われましたように、昔から入間市デイケア施設として最初に扇台福祉作業所ができた。その中からもとのやまゆり荘の跡のところに重度の障害者のあすなろというのが分かれていった。それから、虹の郷、花の郷というふうには保護者の方たちが団体をつくり、発展していったという経過がある中で、扇台福祉作業所、現在14名、ほぼ全員が重度の障害者になってしまっている。新たな利用者が研修に来られても、なかなか染まないというのでしょうか、軽度の方ですと、そこに入っていけないという実情がある。

一方において、障害者自立支援法が施行されて一般の民間の法人さんでもそこを運営できるのではないかとということでございますけれども、それも一応視野には入れておりますけれども、それはある程度採算性が合わなければいけない。また、現在行かれています方等は今無料ですので、ここに応益負担が導入をされるという中で、非常に重度、高齢化している施設に対しての間だと、市のほうも検討課題としてあります。今後そのような障害者自立支

援法上の参入するような事業者を募集してこういうような指定管理をしていくのか岐路に立っている。また、その入っている方も重度、高齢化という中で、非常に今難しい選択であるというふうな考えを持っております。

以上です。

宮岡幸江委員 ご苦労されているのは十分わかっているのですが、ここで狭山養護学校から毎年やっぱり扇台福祉作業所のほうに行きたいという方はいると思うのです。そういう方たちが入れないということも、またこれからいろいろ考えていかなければならないことなのかなと思うのですけれども、今だんだん入っている方たちも高齢化し、重度化していくという中で、それは高齢化していけば一般の人たちもやっぱり障害がだんだんふえていくわけですから、もともと障害がある方は余計そうだと思うのです。そういう点では理解するのですけれども、新しいというのかしら、次に入りたいという方をいかに入れるかというふうなことを考えながら運営していくのも、同じ方だけではなく、その今いる方たちを次のステップに持って行って、次の方たちに利用していただけるような方法をとっていくことを考えるような施設でなければいけないのかなと思うのですけれども、そういう点の評価はいろいろありますけれども、指導とすると、ではどういうふうにされているのですか、ただいまの。

障害福祉課長 今回の扇台福祉作業所のその施設の中で、例えば軽度の方と重度の方を分離したような指導方法、それには当然職員配置もか

かわってくるかと思えます。委員さんおっしゃられるように、狭山養護学校の生徒が自主研修に来られても、なかなか軽度の人がないものですから、同じような作業訓練、生活訓練ができないという、またあそこのフェスティバルも中止になったと。重度、高齢化しているからできなくなったということなのですから、そういう点でもあそこのやはり分離した訓練、指導というものも今後考えていかなければいけない。そのためには、当然指定管理料等にもかかわってきますけれども、職員配置等も扇台福祉作業所と検討していかなければいけないと、そのように考えております。

宮岡幸江委員　そうしますと、これからの内容が大分以前の作業所とは変わっていくような方向のように今受けとめたのですけれども、変わっていくというか、内容が今までの運営の仕方ではなかなか厳しくなるのかなと思うのですけれども、そういう点では管理を受ける例えば社会福祉協議会との協議というのは、今回ここで新たに管理指定を行う上での話し合いというのはされてきたのでしょうか。

障害福祉課長　現状では、数年前まではそういうふうな定例的な打ち合わせを持ってきたわけですが、このところ行われていないのが現状です。今社会福祉協議会とは、今言ったような内容について重度、高齢化に対して今後どのような施設運営をしていくべきかというふうなことで話し合うことに既になっておりますので、ここで進めていきたいと思えます。

宮岡幸江委員 ぜひこれから5年間は、やっぱりほかの施設と同じですけども、願います以上は扇台福祉作業所が十分市民のために役立つようなものにしていくようにやっていくためには外部評価が必要ではないかということでお願いして終わります。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第113号 入間市市民会館の指定管理者の指定について、議案第114号 入間市産業文化センターの指定管理者の指定について、議案第115号 入間市立黒須保育所の指定管理者の指定について、議案第116号 入間市扇台福祉作業所の指定管理者の指定について、議案第117号 入間市体育施設の指定管理者の指定についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第118号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のもの

委員長 議案第118号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、健康福祉センター所管のものについて、健康福祉センター所長より説明を求めます。

概要説明

健康福祉センター所長 よろしく願いいたします。

それでは、議案第118号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち健康福祉センター所管のものの説明を申し上げます。歳出の説明書32、33ページをお開きいただきたいと存じます。款4衛生費、項1保健衛生費、目7母子保健費、下のほうです。大事業、母子保健推進事業の中事業、母子健康相談・訪問事業33万円の減、同じく母子地域活動推進事業20万円の増は関連しております。生後4カ月まで、乳児を対象とした子育て支援に関する情報提供や療育環境等を把握することで子供の健やかな育成を図ることを目的として行うこんにちは赤ちゃん事業について、

当初助産師に委託して行う方法と母子保健推進員を委嘱し、依頼する方法の2通りで実施する計画でございましたけれども、実施段階におきまして助産師についても母子保健推進員として依頼することにより同一の取り扱いが可能になったために組み替えを行うものでございます。

以上、概要説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより健康福祉センター所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ健康福祉センター所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で健康福祉センター所管のものについての質疑は終了いたしました。各所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民部所管のものについて、市民部長より説明を求めます。

概要説明

市民部長 それでは、議案第118号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第3号）における市民部所管の部分について、平成20年度入間市一般会計補正予算（第3号）説明書によりその概要をご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、14ページから15ページをお願いいたします。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入の1,873万9,000円のうち地域国際化施策支援特別対策事業助成金50万円につきましては、去る7月30日から8月2日までの間において姉妹都市交流事業として実施いたしましたドイツ、ヴォルフラーツハウゼン児童合唱団、これは団員が40名、随行が5名の45名になります。この合唱団の受け入れ事業が財団法人自治体国際化協会から平成20年度地域国際化施策支援特別対策事業として認定を受けたことにより、対象事業について費用を助成金として受け入れるものでございます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。恐れ入ります。説明書の18ページから19ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目13国際交流費49万1,000円の減額は、先ほど歳入でご説明を申し上げました姉妹都市ヴォルフラーツハウゼン市の児童合唱団の移動用のバスの借り上げ料の減額でございます。これは、当初入間市での公演終了後、次の公演予定地で見ました和歌山県のほうまで移動するためのバス借り上げ料を見込んでおりましたが、合唱団の日程変更により都内での公演とな

ったこと等により不用額として減額をいたすものでございます。

次に、目14市民会館費62万1,000円の減額については、市民会館第2駐車場として借り上げている土地の一部が扇台土地区画整理事業の仮換地指定を受けたことにより使用面積が減少したことから一部契約変更を行い、土地借り上げ料についても不用額として減額をするものでございます。

続いて、目16文化創造アトリエ費15万5,000円の減額につきましては、文化創造アトリエにおける貸し出し備品、これはプロジェクターでございますが、このリースの期間が満了したことに伴いまして、以後市に無償譲渡されたことから、リース料の不用額として減額をいたすものでございます。

続いて、このページから次の20ページ、21ページに関連をいたすものでございます。目17防災・国民保護費50万5,000円の減額につきましては、去る8月24日に実施いたしました防災訓練に関連し、各自主防災会に対する補助金について事業終了に伴い、不用額として減額をいたすものでございます。

続きまして、目19交通対策費22万5,000円につきましては、現在市内循環バス対策審議会に諮問をいたしております案件の一部が継続審議となったことから、引き続き審議をお願いするため2回分の審議会の開催に伴う費用の増額の措置でございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費376万5,000円の減額につきましては、市民課職員の人事異動に伴う人件費の調整分でございます。

続いて、同じく目2支所費157万2,000円の減額につきましても、各支所職員に係る人件費の調整分でございます。

続きまして、恐れ入りますが、26ページから27ページ、続いて28、29に関連いたします。よろしく願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目6国民健康保険費343万2,000円につきましては、人事異動に伴う人件費の調整分及び業務量の増加に伴う職員の時間外勤務手当を増額するための措置でございます。

以上、平成20年度入間市一般会計補正予算（第3号）に関する市民部所管の部分について概要の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 これより市民部所管のものについて質疑に入ります。
質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ市民部所管のものについての質疑を終結いたします。
以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました
が、各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は
保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、福祉部所管のものについて、福祉部次長より説明を求め

ます。

概要説明

福祉部次長 それでは、議案第118号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち福祉部所管の主なものについて概要を説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。予算説明書12から13ページをお開きいただきたいと思います。下段の款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金225万円の増額は、県より駅前等保育サービス提供施設等賃借料補助金を受け入れるものでございます。

次に、14から15ページになりますが、中段の款21諸収入、項5目1雑入1,873万9,000円の増額のうち説明欄の5番目、介護給付費過年度返還金1,441万7,000円の増額は、障害者自立支援給付費の介護給付費について平成18年12月にさかのぼって報酬区分の変更が生じたため、当該法人から返還金を受け入れるものでございます。

また、その下の黒須保育所指定管理委託料過年度分返還金351万6,000円は、平成19年度分の精算による返還金を受け入れるものでございます。

次に、目2国庫支出金等過年度収入978万4,000円の増額は、生活保護費国庫負担金の平成19年度分精算分を受け入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。26から27ページをお

開きいただきたいと思ひます。初めに、福祉部所管の歳出のうち人件費の補正につきましては、それぞれ実配置により給与等を精査したことによる増減でありますので、説明は割愛させていただきます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費675万3,000円の増額のうち大事業、障害者自立支援事業671万8,000円の増額は、平成19年度障害者自立支援給付費負担金等の精算により国及び県へ返還するため計上したものでございます。

次に、28から29ページになりますが、目11後期高齢者医療費661万6,000円の増額は、大事業、健康診査事業において受診者の増加が見込まれるため計上したものでございます。

次に、項2児童福祉費、目2児童保育費、大事業、民間保育所運営費補助金450万円の増額は、歳入とも関連いたしますが、武蔵藤沢駅前に本年度開設されたむさしっこ保育園へ駅前等保育サービス提供施設等賃借料補助金を支給したいため計上したものでございます。なお、この補助金は開設年度のみ補助金でございます。

次に、28から31ページにかけてでございますが、目4学童保育費159万1,000円の増額のうち大事業、学童保育事業159万2,000円の増額は、平成19年度埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金の精算分を計上したものでございます。

次に、項3生活保護費、目1生活保護総務費290万8,000円の増額のうち大事業、生活保護費返納金136万3,000円の増額は、平成

19年度生活保護費の国及び県支出金の精算に伴い、返納金が生じたため計上したものでございます。

以上で福祉部所管の概要説明を終わります。なお、詳細については担当課長より答弁いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより福祉部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

安道委員 28から29ページなのですが、後期高齢者医療費の健康診査事業で661万6,000円の増というふうなことで健康診査をされる方がふえたということですが、その内容をお願いしたいのですけれども。

高齢者福祉課長 健康診査につきましては、当初今現在の予算では1,730人を見込んでおりました。ところが、10月現在では2,400人の既に申し込みがございまして、本年度中には2,500人ぐらいは健康診査を受けるだろうということで今回補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

安道委員 これは、後期高齢者の方々もということですか。

高齢者福祉課長 そのとおりでございます。

安道委員 これは、従来と比べて増加しているのでしょうか。

高齢者福祉課長 今まで75歳以上の方につきましては、前回の健康診断ですか、それにつきましては約2,000人ぐらい受けていたというふうには聞いておりますが、だからそうしますと約500人増加して

いるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

安道委員 今回制度変更なわけです。入間市は、健康診査については補助していくというふうな形で、非常に県内でも先進的な事例だと思えます。そういった点では非常に努力していただいたのかなというふうに思っているところです。500人程度プラスされたというふうなことは、意識が喚起されたのかなと、周知をしていただいたことの結果のあらわれだと思ってよかったかなと思っておりますけれども、こういうふうにふえたというふうなことで来年度これをどういうふうにされていく、今まで補助していたことについて来年度はどういうふうに今後。

高齢者福祉課長 来年度も同様に健診のほうは進めていく予定でございますが、今年度受診された方につきましては、引き続きご案内を申し上げますというふうに思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ福祉部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、教育総務部所管のものについて、教育総務部長より説明を求めます。

概要説明

教育総務部長 それでは、平成20年度入間市一般会計補正予算の(第3号)の中で教育総務部所管のものについて、主なものについて説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳出のみでございます。

それでは、説明書の48から49ページをごらんいただきたいと思います。款10教育費、項1教育総務費、また項2小学校費、項4幼稚園費のそれぞれの大事業である職員給与費は、4月1日の人事異動等により一般職及び嘱託職の職員構成が変動したことなどに伴う増減でございます。

次に、52から53ページをごらんいただきたいと思います。項6保健体育費、目4学校給食費の大事業、職員給与費マイナス283万2,000円は、先ほどの説明と同様でございます。

次に、大事業、学校給食センター管理運営費の97万3,000円の増は、パート職員の1名増及び燃料費の増によるものでございます。

次に、大事業、自校給食運営費、中事業、修繕費の99万5,000円は、自校給食校の緊急修繕料の不足が見込まれるため増額するも

のでございます。

また、事務費のマイナス50万2,000円の内訳は、パート職員1人分の減額及び自校給食校の給食の状況等について協議をいただくため、自校給食の運営協議会の委員の報償費ということで2万8,000円を計上させていただくものでございます。

以上で概要の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 これより教育総務部所管のものについて質疑に入ります。
質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ教育総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で教育総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。各所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、生涯学習部所管のものについて、生涯学習部長より説明を求めます。

概要説明

生涯学習部長 議案第118号、入間市一般会計補正予算（第3号）のうち生涯学習部が所管するものにつきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、補正予算（第3号）説明書によって歳入からご説明を申し上げます。説明書の14ページから15ページをごらんいただきたいと思います。まず、款18寄附金、項1寄附金、目3教育費寄附金、社会教育費寄附金150万円の増額ですが、これは博物館の前館長の故柳澤康雄氏のご遺志に基づき、ご遺族である柳澤悦子氏より入間市博物館の発展のために博物館館庭にある野草保存林の整備及び図書等の資料充実を図ることを目的とした指定寄附を受け入れるものでございます。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。説明書の50ページから51ページをごらんください。項5社会教育費、目2公民館費のうち公民館管理運営費247万9,000円の増額のうち維持管理費191万2,000円は、原油高騰に伴う燃料費でございます。

また、修繕費56万7,000円の増額は、東町公民館のエレベーター修繕及び久保稻荷公民館の雨水管修繕に係る経費であります。

次に、52ページから53ページをごらんください。目6博物館費のうち博物館管理事業250万4,000円のうち維持管理費150万4,000円の増額は、原油高騰の影響に伴う電気、プロパンガスの単価改正によるものです。

また、諸工事費100万円の増額は、指定寄附により館庭雑木林を野草保存林として整備するための保護さく及び解説板設置工事

を行うものです。

次に、博物館運営事業61万2,000円のうち資料等整備事業53万1,000円の増額は、同じく指定寄附により地域、歴史、文化、お茶に関する図書等を購入し、資料の充実を図るものです。

その他所管する予算の中で、それぞれ人事異動等による人件費の過不足を調整する歳出予算などを計上しております。

以上で生涯学習部が所管する補正予算の概要説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより生涯学習部所管のものについて質疑に入ります。
質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ生涯学習部所管のものについての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第118号 平成20年度入間市一般会計補正予算(第3号)のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 11 時 45 分　休憩

午前 11 時 45 分　再開

委員長　会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第 119 号　平成 20 年度入間市国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)

委員長　次に、議案第 119 号　平成 20 年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部に説明を求めます。

概要説明

市民部長　議案第 119 号　平成 20 年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 1 億 5,961 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 134 億 4,311 万 6,000 円とするものでございます。

それでは、概要につきまして平成20年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）説明書によりご説明を申し上げます。初めに、歳入から申し上げます。恐れ入りますが、7ページから8ページをお願いいたします。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金8,301万3,000円の減額につきましては、歳出における老人保健医療費拠出金、介護納付金、後期高齢者支援金等に関連し、それぞれ調整後の金額の約34パーセント相当額を歳入として見込み、計上するものでございます。

次に、同じく目2高額医療費共同事業負担金1,798万5,000円の増額につきましては、歳出における高額医療費共同事業拠出金の概算額の通知に伴い、その4分の1相当額を国から受け入れるための措置でございます。

続いて、款6県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金1,798万5,000円の増額につきましても、歳出における高額医療費共同事業拠出金の概算額の通知に伴い、その4分の1相当額を県から受け入れるための措置でございます。

続いて、款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金1億2,775万9,000円の増額につきましては、高額な医療費の支払いに対する国保財政の急激な影響の緩和を図るため医療費の支払い規模に応じて国民健康保険連合会から交付されるもので、歳出における高額医療費共同事業拠出金の増額に基づき受け入れるものでございます。

同じく目2保険財政共同安定化事業交付金の増額7,890万

1,000円につきましては、保険税の平準化、財政の安定化を図るため医療費の実績と被保険者数により国民健康保険連合会から交付されるもので、歳出における保険財政共同安定化事業拠出金の増額に基づき受け入れるものでございます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。恐れ入ります。9から10ページをお願いいたします。款1総務費、項2徴税费、目1賦課徴収費530万円の増額は、本年度から国民健康保険税に追加された後期高齢者支援金等分に関する統計関連事務の処理を行うため、国民健康保険税システムの改造費を増額したいものでございます。

次に、款3、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金1,142万7,000円の減額は、金額の確定に伴う措置でございます。

続いて、款5、項1老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金2,111万2,000円の減額につきましても、本年度の金額の確定に伴う措置でございます。

続いて、このページから次の11、12ページに関連してご説明を申し上げます。款6、項1、目1介護納付金1億3,843万円の減額につきましても、本年度分の金額の確定に伴う措置でございます。

続いて、款7、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金7,194万1,000円の増額につきましては、埼玉県国保連合会からの概算通知に基づく措置でございます。

同じく目2保険財政共同安定化事業拠出金2億3,900万7,000円

の増額につきましても、同様に埼玉県国保連合会からの概算通知に基づく措置でございます。

款8、項2保健事業費、目2疾病予防費840万円の増額につきましては、健康保険条例に基づく保健事業として実施している人間ドック及び脳ドックの受診者に増加が見込まれることに伴う措置でございます。

続いて、款12項1目1予備費623万3,000円の増額につきましては、歳入歳出予算額の調整のため計上いたすものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午前 11 時 52 分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第 120 号 平成 20 年度入間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

委員長 次に、議案第 120 号 平成 20 年度入間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部に説明を求めます。

概要説明

福祉部次長 それでは、議案第 120 号 平成 20 年度入間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について概要をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳出予算のみの補正でございます。

予算説明書 5 から 6 ページをお開きいただきたいと思います。

款 5 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費、目 1 介護予防特定高齢者施策事業費、大事業、介護予防特定高齢者施策事業 105 万円の増額は、特定高齢者に対する介護予防事業及び修了者に対するフォロー事業の実施回数の増加に伴い、謝礼金を増額するものでございます。

次に、款 7 項 1 目 1 予備費 134 万 7,000 円の減額は、歳出を調整

したことによるものでございます。

以上で概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午前 11 時 54 分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長 宮 岡 幸 江

福祉教育常任委員会副委員長 忽滑谷 陽 子